

農山漁村未来創造事業実施要領の運用について

農山漁村未来創造事業のうち企画提案型、政策推進型、防疫対応型及び特認型の実施基準は、この運用に定める。農地集積加速型については、この運用とは別に実施基準を定める。

第1 一般的基準

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、この事業の補助の対象外とする。
- 2 この事業は、計画に基づき、地域の実情に適合する事業を重点的に実施するものとする。なお、その際、農林漁業者等の創意と地域の特性を十分に反映するよう配慮するものとする。
- 3 補助対象事業費は、県が使用している以下の単価及び歩掛を基準として、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、機械・施設等（以下「施設等」という。）の規模及び構造については、それぞれの目的に合致し、かつ、効率的なものでなければならないものとする。
 - (1) 土地改良事業及び建築工事などの単価の採用基準順位
 - ア 土地改良事業積算資料（単価編）
 - イ 建設物価，建築物価土木コスト情報，積算資料
 - ウ 見積書（原則として、5者以上の見積もりを徴収し、内容を検討すること）
 - (2) 土地改良事業及び建築工事などの歩掛の採用基準順位
 - ア 農林水産省土地改良工事標準積算基準
 - イ 徳島県独自の歩掛
 - ウ 他省庁の歩掛
- 4 事業の執行に当たっては、原則として、一般競争入札若しくは3者以上の業者による指名競争入札により事業費を決定することとする。ただし、農林漁業者の組織する団体等で、競争入札を執行することが困難な場合にあっては、見積合わせにより事業費を決定することができるものとする。
- 5 次に掲げるものは、原則として補助対象としないものとする。ただし、企画提案型及び防疫対応型において必要と認められる場合は、消耗品的物品、既に普及している機械、個人所有の施設等であっても補助対象とすることができる。
 - (1) 消耗品的物品、用地の買収・賃借に要する経費及び補償費
 - (2) 既に普及している機械
 - (3) 個人所有又は事業効果の少ない施設等
 - (4) 事業費が50万円未満の事業
- 6 1事業単年度当たりの補助金額の上限は、次に掲げるとおりとする。ただし、事業計画の評価又は検討の結果により、補助金額の上限及び補助率の引下げ並びに部分採択を行う場合がある。なお、ハード事業又はソフト事業にあって算出された補助金額に千円未満が生じた場合はそれぞれ切り捨てるものとする。
 - (1) 企画提案型については、2,000万円を上限とする。ただし、様式第3-1号の重点支援対象に該当する事業として計画承認された場合は、2,500万円を上限とする。

なお、ハード事業に付随するソフト事業（上限200万円）やとくしま農林漁家民宿の改修・整備等（上限200万円）を実施する場合も、補助金総額の上限は前段のとおりとする。
 - (2) 政策推進型及び特認型については、1,000万円を上限とする。

(3) 防疫対応型については、1経営体あたり1,000万円又は助成対象経費から、国、市町村、その他農林水産団体等からの助成金の合計額を控除した額のいずれか低い額を上限とする。

7 補助対象事業の受益戸数は、原則として3戸以上とする。ただし、企画提案型及び防疫対応型にあっては、地域内に3戸以上の受益が見込めない地域であって、かつ市町村長が推薦する中心経営体（認定農業者や人・農地プラン等に位置づけられる地域の中心となる経営体をいう。）などについてはこの限りではない。

なお、企画提案型に申請する受益戸数3戸未満の中心経営体においては、農業経営相談所等へ相談し支援を受けるよう努めるものとする。

8 知事は、事業実施主体の組織運営、事業推進等の状況に鑑みて、一定期間補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

9 補助対象事業は、次のすべての要件を満たすものとする。

(1) 原則として、県や市町村等が策定した各種計画方針に沿った取組であること。

(2) 事業計画の規模が適切であって、事業実施主体の経営収支その他に照らし、事業計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれること。

(3) 補助対象とする施設等が、事業実施主体又はその構成員が既に有する施設等の代替として導入されるものでないこと。

(4) 補助対象とする施設等は、原則として、耐用年数が5年以上のものであること。

(5) 補助対象とする施設等は、受益範囲・利用計画からみて適切なものとする。

(6) 補助対象とする施設整備は、関係法令を遵守するとともに、当該施設が立地する地域を所管する関係機関（保健所等）の指導に従うこと。

(7) 水産業用施設等を導入する場合は、原則として、漁場に係る施設（漁具、養殖施設等）、漁業施設に係る灯標類、徳島県水産振興公害対策基金で生産した種苗に係る経費、種苗放流に係る人件費、掃海等の海面を対象とした事業を除く。

第2 事業計画等

1 農山漁村未来創造事業実施要領（以下「要領」という。）第4に基づく事業計画は、企画提案型の場合は、様式第2号、様式第3-1号及び様式第4号のとおりとし、その他の事業の場合は、様式第2号、様式第3-2号、様式第4号のとおりとする。

2 複数の事業実施主体から事業計画書が提出された場合、市町村長は提出された事業計画書に様式第1号を添えて、知事に提出するものとする。

3 市町村長の推薦書の様式は、様式第5号のとおりとする。

第3 事業着工届

事業実施主体は補助事業を着工（契約時点をいう。）した場合、速やかに補助事業着工届を市町村長等に提出するものとし、提出を受けた市町村長は、知事に提出しなければならない。

なお、事業着工届の様式は様式第6号のとおりとする。

第4 補助金交付指令前の着工

事業の着工は、補助金交付決定（以下「指令」という。）に基づき行うものであるが、当該年度内において真にやむを得ない事由により指令前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した指令前着工届をあらかじめ事業実施主体が市町村長等に提出するものとし、提出を受けた市町村長は、知事に提出するもの

とする。

なお、指令前着工届の様式は様式第7号のとおりとする。

第5 現地確認

市町村長は、申請する事業の着工前及び事業完了後に現地確認をしなければならない。知事は、補助金交付申請額が1事業500万円を超える事業については、事業着工前及び事業完了後に現地確認をしなければならない。

ただし、市町村が事業実施主体となる場合又は市町村長を経由しない場合にあつては、補助金交付申請額に関わらず、知事は事業着工前及び事業完了後に現地確認をしなければならない。

第6 本事業により整備した施設等の管理運営等について

1 管理運営等

- (1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に則して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。
- (2) 市町村長は補助事業者として、事業実施主体が、当該補助事業によって整備した施設等を事業の実施計画に従って適正に管理運営し、これにより事業の適正な推進が図られるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。
- (3) 施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。ただし、事業実施主体がこの事業により整備した施設等の管理運営を直接行い難い場合には、当該施設等に係る事業の実施地域に係る団体であつて、適当と認められたものに、当該施設等の整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。
- (4) (3)に定めるところにより管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、要領別表の事業実施主体に定められた施設の事業実施主体の範囲とする。この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、委託の期間、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

なお、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第244条の2の規定に基づく「公の施設」については、条例の定めるところにより地方公共団体から指定を受けた法人その他の団体に委託する場合には、要領別表の事業実施主体に定められた施設の事業実施主体以外の民間事業者であっても、施設の管理を行うことができるものとする。

- (5) 知事及び市町村長は、事業実施主体（管理を委託している場合は管理主体。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、市町村長は関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、徳島県農林水産政策関係事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）様式第8号による財産管理台帳を備え置くものとする。
- (2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、所定の手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう施設等の更新に必要な資金の積立に努めるものとする。

(3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の種類に
応じ必要な項目を明記するものとする。

- ア 事業名及び目的
- イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量
- ウ 設置場所
- エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名
- オ 利用者の範囲
- カ 利用方法に関する事項
- キ 利用料に関する事項
- ク 保全に関する事項
- ケ 償却に関する事項
- コ 必要な資金の積立に関する事項
- サ 管理運営の収支計画に関する事項
- シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図
るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、整備保存する
ものとする。

3 財産処分等の手続

(1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（徳島県補助金交付規
則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「交付規則」という。）第17条及
び交付要綱第13条に規定する処分制限期間）内に当初の交付目的に即した利
用が期待し得ないことが明らかになり、交付規則第17条に基づく財産処分と
して、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、
貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は
効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成22年3月26日付
け農林第941号農林水産部長通知。以下「承認基準」という。）の定めると
ころにより、市町村長の承認を受けなければならない。この場合において、市
町村長は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準の定めるところにより、
その必要性を検討するとともに、あらかじめ、知事の承認を受けなければなら
ない。

ただし、補助対象物件の導入に際し、当該物件を担保に供し、自己資金の全
部又は一部について融資を受ける場合は、交付要綱第3条に基づき提出する交
付申請書に、経営改善資金計画書の写し等の必要事項（資金の使途、決算状況、
資金繰りの状況、収支計画及び返済計画）を記載した書類を付すことにより、
交付決定時に併せて承認することができる。

(2) 市町村が事業実施主体として、その処分制限期間内に（1）に定める財産処
分をしようとするときには、承認基準の定めるところにより、知事の承認を受
けなければならない。

(3) 災害の報告

ア 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間
内に完了せず、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに
その旨を市町村長に報告し、その指示を受けるものとする。市町村長は、
最終結果を知事に報告するものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗
度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災
写真を添付するものとする。

また、市町村長は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の
確認を行うものとする。

イ 事業実施主体（市町村を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、様式第8号により、市町村長に報告するものとする。

市町村長は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要、対応措置等を付し、知事に報告するものとする。

なお、市町村が事業実施主体として災害による報告を行う場合は、知事に報告するものとする。

また、知事は必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。

ウ 前号の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、知事に報告を行い、その確認を受けるものとする。

4 増築等に伴う手続

(1) 事業実施主体（市町村を除く。）は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、様式第9号により、市町村長に届け出るものとする。

(2) 市町村長は（1）による届出があった場合、当該増築等の必要性を検討し、意見を付して知事に提出し、必要に応じその指示を受けるものとする。

なお、市町村が事業実施主体として（1）に定める増築等の届出を行う場合は、知事に届け出るものとする。

5 移管手続

(1) 事業実施主体（市町村を除く。）は、施設等について、処分制限期間内に農協等の広域合併等により移管を行ったときは、直ちに、様式第10号により、市町村長に報告するものとする。

(2) 市町村長は、（1）の報告を受けたときは、当該施設等の移管状況を調査確認し、遅滞なく、調査の概要及び対応措置等を付し、知事に報告するものとする。

第7 報告及び評価

- 1 要領第7の1に基づく達成状況報告書は、様式第11号によるものとし、毎年度、実施年度の翌年度の4月30日までに、市町村長に提出しなければならない。
- 2 要領第7の3に基づく市町村長から知事への提出は、実施年度の翌年度の5月31日までにを行うものとする。
- 3 要領第7の3に基づく改善計画書は、様式第11号によるものとし、達成状況報告書の提出手続に準じて知事に提出するものとする。
- 4 要領第7の6に基づく成果目標変更承認申請書は、様式第12号によるものとし、達成状況報告書に準じて知事に提出するものとする。

第8 その他

1 事業実施主体及び事業の受益者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農林漁業関係の共済や保険への積極的な加入に努めるものとする。

ただし、園芸施設共済の引受対象となる施設を整備する場合にあっては、当該施設の処分制限期間、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加等するとともに、要領第7の1に基づく達成状況報告の際に、加入等が確認できる書類を添付すること。

2 様式第3-1号の重点支援対象のうち、「リタイアインフラの活用等による移住者・後継者確保が主となる取組」に該当する事業計画書を提出する場合にあって

ては、事業実施主体と移住者・後継者との間において、本事業で改修・整備等をした補助対象物件を原則として5年以内に譲渡する覚書等を取り交わすとともに、その譲渡に当たっては、第6の3の規定に基づき、事前に財産処分に係る承認申請手続を経るものとする。

- 3 事業実施主体は、この事業により取得した施設等に事業実施年度及び事業名を表示しなければならない。
- 4 要領及び運用に定める知事への提出は、東部農林水産局長、南部総合県民局長及び西部総合県民局長あてに行うものとする。ただし、受益地域が複数の、東部農林水産局又は総合県民局の管内にまたがるものについては、次のとおりとする。
 - (1) 主たる受益地域を所管する東部農林水産局長又は総合県民局長へ提出することを基本とする。
 - (2) 前項以外の場合は、事業実施主体の主たる事務所（代表者の住所）を所管する東部農林水産局長又は総合県民局長へ提出するものとする。
 - (3) (1) 及び (2) の規定により難しい場合には、知事あてに提出することができるものとする。
- 5 この運用は、令和4年4月1日より適用する。ただし、この運用の改正前から実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

(様式第1号)

〇〇年度農山漁村未来創造事業計画総括表

市町村名： _____

No.	事業区分	事業種目	事業実施 主体名	取組名	事業概要	事業費	負担区分(円)			
							県補助金	市町村費	制度資金	その他
1										
2										
3										
4										
5										
合 計										

(様式第2号)

番
年 月 日
号

徳島県知事（麻長） 殿

市町村長名
又は
所在地
事業実施主体名
代表者職氏名

〇〇年度農山漁村未来創造事業計画の（変更）承認申請について

農山漁村未来創造事業実施要領第4（第6）の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

〇〇年度農山漁村未来創造事業 企画提案書

1 事業実施主体の概要

(フリガナ)	(フリガナ)
申請者の名称	申請者の名称
代表者の氏名	代表者の氏名
所在地	〒 _____ : _____
電話番号	メールアドレス
主な業務内容 (設立目的)	

2 事業の概要

取組名					
分野	農業(野菜・果樹・作物・その他)・畜産業・林業・水産業・その他()				
事業対象品目 (魚種名又は漁業種類)	受益戸数		受益面積 (漁船隻数)		
実施予定期間	年度	~	年度	(年間)	
事業の目的 (経緯, 背景, 施策・事業との関連)					
事業の内容					
全体事業費	負担区分(円)				
	県補助金	市町村費	制度資金	その他	
ハード事業					
ソフト事業					
計	0	0	0	0	
実施年度	項目	事業内容(具体的な実施内容・規模・能力等)		事業費(円)	
1年目	ハード事業				
	ソフト事業				
				1年目 計(A)	0
2年目	ハード事業				
	ソフト事業				
				2年目 計(B)	0
3年目	ハード事業				
	ソフト事業				
				3年目 計(C)	0
合計	ハード事業				0
	ソフト事業				0
				合計(A+B+C)	0
期待される効果					
取組を位置付ける計画等					

(様式第3-1号:企画提案型)

3 アピールポイント

・地域の特性やニーズを的確に捉えており、どのように課題解決に繋げるか、新たな視点や創造性があるか、地域への貢献性や波及効果、補助期間終了後にどのように発展させるのか等、事業のアピールポイントを具体的かつ簡潔に記入すること。

4 事業の評価指標(達成すべき成果)

成果指標	現状 (年度)	目標 (年度)

5 評価指標の測定方法

成果指標	効果の測定方法

6 農業共済その他農業関係の保険への加入状況

加入(予定)の有無	有 ・ 無
保険の名称(加入時期) ※加入予定も含めて記載	

7 重点支援対象への該当チェックリスト

重点支援に該当する取組		加算率	チェック欄
【DX】 スマート 農林水産業 ※最大8%	ドローン、ロボット、IoT等「スマート技術」を活用した生産性向上・高品質化に資する取組	5%	
	上記のうち、スマート機器の「地域での共同利用」や「作業支援サービス」の普及拡大が主となる取組	8%	
	デジタル技術導入による販売・流通業務の合理化・効率化を図る取組	5%	
【GX】 サステイナブル 農林水産業 ※最大8%	受益者※が「有機JAS」、「FSC」、「水産エコラベル」、「HACCP」等の環境負荷軽減や安全・安心に資する認証制度を取得している取組 (※受益戸数が、10戸未満の場合はその過半、10戸以上の場合には5戸以上)	3%	
	温暖化適応品種・技術の普及拡大など気候変動の影響を回避する取組	5%	
	生産施設の省エネ化・再エネ利用など脱炭素化に繋がる取組	5%	
	上記のうち、最先端技術の導入や地域ぐるみの施設整備など全県展開に繋がる「優良モデル」となる取組	8%	
人材活躍・ とくしま回帰 ※最大8%	代表者・役員が「40代以下」又は「女性」である事業体の取組	3%	
	上記のうち、事業体が法人化している取組	5%	
	障がい者・高齢者(農福連携)、外国人材など多様な担い手の受入れ環境の整備が主となる取組	5%	
	ワーケーション、農業体験、農泊など都市・農山漁村交流に繋がる取組	5%	
	リタイアインフラの活用等による移住者・後継者確保が主となる取組	5%	
輸出拡大 ※最大8%	輸出の拡大が主となる取組	5%	
	「国際水準GAP」、「ハラール」等の国際認証を活用した輸出拡大が主となる取組	8%	
	輸出先国のニーズや規制に対応した輸出産地形成の取組	8%	

〇〇年度農山漁村未来創造事業 事業計画書

1 事業実施主体の概要

(フリガナ)		(フリガナ)	
申請者の名称		申請者の名称	
代表者の氏名		代表者の氏名	
所在地	〒 _____ : _____		
電話番号		メールアドレス	
主な業務内容 (設立目的)			

2 事業の概要

取組名					
分野	農業(野菜・果樹・作物・その他)・畜産業・林業・水産業・その他()				
事業対象品目 (魚種名又は漁業種類)		受益戸数		受益面積 (漁船隻数)	
実施予定期間	_____年度				
事業の目的 (経緯, 背景, 施策・事業との関連)					
事業の内容					
	事業費	負担区分(円)			
		県補助金	市町村費	制度資金	その他
事業内容(具体的な実施内容・規模・能力等)					事業費(円)
期待される効果					
取組を位置付ける計画等					

(様式第3-2号:政策推進型・防疫対応型・特認型)

3 事業の評価指標(達成すべき成果)

成果指標	現状 (年度)	目標 (年度)

4 評価指標の測定方法

成果指標	効果の測定方法

5 農業共済その他農業関係の保険への加入状況

加入(予定)の有無	有 ・ 無
保険の名称(加入時期) ※加入予定も含めて記載	

2 施設・機械の利用計画

施設・機械名	事業対象品目	面積	利用農林漁家数 (戸)	生産量 (t)	月別利用計画											備考	
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3

- (注) 1 月別利用計画の欄には、利用する時期がわかるように———で示し、上段に作業名等を記入すること。
 2 事業に関連して既存施設・機械を利用する場合は、既存施設・機械についても記入すること。
 3 この様式で記入しがたい場合は、別様式にしても良い。必要に応じて、適宜、フローチャート等も添付すること。
 4 水産業については、「事業対象品目」とあるのは「事業対象魚種名又は漁業種類」と、「面積」とあるのは「漁船隻数(隻)」とそれぞれ読み替えて記入すること。

3 導入する機械・施設の積算根拠

4 補助残資金等の調達計画

(1) 借入金調達計画

資金名	借入者	借入時期	金額
			円
計			

(2) その他資金調達計画

資金提供者	金額	備考
	円	
計		

5 収支計画（導入する施設・機械に係る収支計画）

(1) 年間収支計画

① 収入の部

費目	金額	積算内訳
	円	
計		

② 支出の部

費目	金額	積算内訳
	円	
計		

(2) 利用料金の算出基礎及び徴収方法

(様式第5号)

〇〇年度農山漁村未来創造事業に係る推薦書

1 本事業を実施することが望ましいと思われる者

事業主体所在地

事業主体名

代表者職氏名

※認定年月日

※認定番号

2 推薦の理由

(地域農林水産業の担い手としての位置付けや事業の継続性・モデル性などを具体的に記述すること。)

当該事業主体については、今後の地域農林水産業の振興に大きく寄与すると認められますので、推薦します。

年 月 日

推薦者 市町村長

徳島県知事（麻長） 殿

市町村長名
又は
所在地
事業実施主体名
代表者職氏名

〇〇年度農山漁村未来創造事業の事業着工届

〇〇年度農山漁村未来創造事業実施計画に基づく次の事業について、事業を着工しましたのでお届けします。

事業区分	取組名	事業主体名	施行箇所 又は 設置場所	事業細目	構造規格 能力等	事業量	設計金額 千円	契約金額 千円	請負差額 千円	請負差額の 処理方法	施行方法
									内県補助金 千円		

(注) 入札顛末書，工事契約書等を添付すること。
随意契約により実施する場合は，随意契約の理由を記した書面を添付すること。
設計委託した場合は，設計委託契約書を添付すること。

(様式第7号)

番 年 月 号
日

徳島県知事（麻長） 殿

市町村長名
又は
所在地
事業実施主体名
代表者職氏名

〇〇年度農山漁村未来創造事業の補助金交付決定前着工届

〇〇年度農山漁村未来創造事業実施計画に基づく別添事業について、次の条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいのでお届けします。

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

【別添】

事業区分	取組名	事業主体名	対象品目	事業細目	事業量	事業費 千円	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	理由

(注) 水産業については、「対象品目」とあるのは「魚種名又は漁業種類」と読み替えて記入すること。

徳島県知事（麻長） 殿

市町村長名
又は
所在地
事業実施主体名
代表者職氏名

〇〇年度農山漁村未来創造事業で取得又は効用の増加した施設等の
災害報告について

〇〇年度農山漁村未来創造事業で取得又は効用の増加した施設等が災害（例：台風〇
〇号）により被災したので、報告いたします。

1 被災施設等の概要

- (1) 地区名及び取組名
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造、規格及び規模等
- (5) 事務費
ア 補助金
イ その他の負担金
- (6) 取得年月日

2 災害の概要

- (1) 災害の原因
年 月 日台風第〇〇号による強風
(〇〇气象台調べ 〇時〇分 m/s (瞬間風速))
- (2) 被災の程度
〇〇m²の被覆材及びパイプの破損
破損見積額

3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）

4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

[添付書類]

- 1 当初実施計画書の写し
- 2 財産管理台帳の写し
- 3 管理運営規程
- 4 被害状況の写真など
- 5 その他知事等が必要と認める書類

徳島県知事（麻長） 殿

市町村長名
又は
所在地
事業実施主体名
代表者職氏名

〇〇年度農山漁村未来創造事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届について

〇〇年度農山漁村未来創造事業で取得又は効用の増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、次のとおり届け出ます。

1 増築等の理由

2 増築等に係る施設等の概要

- (1) 地区名及び取組名
- (2) 事業実施主体名
- (3) 施設等の所在地
- (4) 施設等の構造、規格及び規模等
- (5) 事務費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担金
- (6) 取得年月日

3 増築等の概要（例）

- (1) 増築等

増築	鉄骨スレート葺	〇〇㎡	事業費	千円
増築	〇〇ライン	〇〇箱/日処理	事業費	千円
- (2) 事務費の負担区分
- (3) 着工予定時期
- (4) 増築等の効果

[添付書類]

- 1 当初実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他知事等が必要と認める書類

徳島県知事（麻長） 殿

市町村長名
又は
所在地
事業実施主体名
代表者職氏名

〇〇年度農山漁村未来創造事業で取得又は効用の増加した施設等の
事業実施主体の合併に伴う取得財産の移管について

〇〇市〇〇〇農業協同組合と〇〇市〇〇〇農業協同組合は、農業協同組合法第65条、第66条により〇〇年〇〇月〇〇日合併設立を行い、〇〇農業協同組合となり、農業協同組合法第68条の規定により、〇〇年度農山漁村未来創造事業により取得した財産の権利義務を〇〇農業協同組合が継承したので、次のとおり報告いたします。

なお、本施設等に係る交付決定通知の条件は、〇〇農業協同組合が遵守いたします。

1 概要

地区名	事業実施の概要						合併後の 事業実施 主体名
	取組名	事業実施 主体名	事業内容	事業費	補助金	取得年月日	

2 移管及び交付条件の継承に係る調整経過及び対応措置

(注) 事業実施主体が森林組合又は漁業協同組合である場合は、「農業協同組合法第65条、第66条」とあるのは「森林組合法第84条、第85条又は水産業協同組合法第69条、第70条」と、「農業協同組合法第68条」とあるのは「森林組合法第87条又は水産業協同組合法第72条」とそれぞれ置き換えるものとする。

〇〇年度農山漁村未来創造事業達成状況報告書

市町村名		事業実施主体名	
------	--	---------	--

1 事業の実績と効果

(1) 事業実績の概要

取組名	事業の目的		負担区分(円)		
対象品目	年度	事業概要	事業費	負担区分(円)	
				県補助金	市町村
		計	0	0	0

(2) 事業の効果

事業成果指標(目標)	目標 A	現況 B	事業実施後の状況 C					
	(年度)	(年度)	事業開始年度 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)	4年目 (年度)	5年目 (年度)	6年目 (年度)
		(達成率)						

- (注) 1 事業成果目標については、数値での把握が可能な具体的な指標を設定すること(人数、面積、数量、金額、割合等)。(例:当該施設の受益面積、処理数、販売額、利用者数等)
2 事業実施後の状況C欄は、上段に効果指標の実績数値を、下段に達成率(%)を記入すること。
3 達成率については、 $(C-B) \div (A-B) \times 100$ で算出し、小数点第1位まで記入すること(小数点第2位以下を切り捨て)。

2 事業の評価及び所見

事業実施主体の 事業評価		
課題	今後の方向性	

- (注) 達成・未達成の理由、今後講じようとする措置、指導等を記入すること。

〇〇年度農山漁村未来創造事業改善計画書

市町村名		事業実施主体名	
------	--	---------	--

今年度実施する改善に向けた取組等

事業成果指標(目標)	改善に向けた取組内容	関係機関(県、市町村、組合等)へ期待する指導内容等

- (注)
- 1 取組内容の欄には、事業実施主体が成果目標達成に向けて、新たに取り組む内容及び成果達成の見込みを具体的に記載すること(人数、面積、数量、金額、割合等)。
 - 2 指導内容の欄には、関係機関毎に期待する助言・相談・情報提供、経営・技術指導等について、具体的に記載すること(機関名、指導を受けたい時期・頻度、内容等)。
 - 3 事業成果指標(目標)の数に応じて、適宜、欄を設けること。

徳島県知事（麻長） 殿

市町村長名
又は
所在地
事業実施主体名
代表者職氏名

〇〇年度農山漁村未来創造事業の成果目標変更承認申請書について

農山漁村未来創造事業実施要領第7の6の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 変更する成果目標

変更前		変更後	
成果指標	目標値	成果指標	目標値

2 変更理由※

※大規模自然災害や事業環境の大幅な変動等により、自己の経営努力では解決できない状況や、事業進捗の過程で、成果指標やその測定方法の変更が合理的と判断した、やむを得ない理由を記載

[添付書類]

- 〇〇年度農山漁村未来創造事業達成状況報告書（様式第11号別紙1）
- 事業計画書の写し
(企画提案型の場合は様式第3-1号、政策推進型、防疫対応型及び特認型の場合は様式第3-2号)
- 〇〇年度農山漁村未来創造事業改善計画書（様式第11号別紙2）
(成果目標の全部又は一部が、目標年度に達成されていない場合)
- 変更理由の補足資料（任意）